

その他 労働相談・個別労働
紛争解決制度関係機関

お問い合わせ先

県の機関	岐阜県商工労働部 労働雇用課 ☎ 058-272-8399	労働相談 窓口の案内 ・情報提供
	岐阜地域産業労働室 ☎ 058-272-1925	
	県事務所振興防災課 産業労働係 (西濃、揖斐、可茂、中濃、 東濃、恵那、飛騨)	
国の機関	岐阜労働局 ☎ 058-245-8124	労働相談 助言・指導 あっせん
	労働基準監督署 岐 阜 : ☎ 058-207-0068 大 垣 : ☎ 0584-80-5078 高 山 : ☎ 0577-32-1180 多 治 見 : ☎ 0572-22-6381 関 : ☎ 0575-22-3251 恵 那 : ☎ 0573-26-2175 岐阜八幡 : ☎ 0575-65-2101	法令違反の 指導・監督
	岐阜地方裁判所 ☎ 058-262-5171	労働審判
その他	岐阜県弁護士会 ☎ 058-265-0020	法律相談 示談の斡旋
	岐阜県司法書士会 ① ☎ 058-248-1715 ② ☎ 058-246-1568	①法律相談 ②調停
	岐阜県社会保険労務士会 ☎ 058-272-2470	労働相談 あっせん
	日本司法支援センター (法テラス岐阜) ① ☎ 0570-078374 ② ☎ 050-3383-5471	①情報提供 ②民事法律 扶助

案内図



◎公共交通機関ご案内
JR岐阜駅⑤番のりば、名鉄岐阜駅①番のりばから 約20分
JR西岐阜駅バス停から 約10分

お問い合わせ先

岐阜県労働委員会事務局

(県庁舎17階にあります)

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話 058-272-1111(内線8311・8312)
直通電話 058-272-8790



詳しくはこちらを
ご覧ください



岐阜県労働委員会

検索

発行 令和5年

職場での

労働関係の トラブル円満解決



労働委員会では、豊富な知識、

経験を持つ「あっせん員」が

公正・中立な立場で、

労働組合や個々の労働者と

使用者との間に発生した

労使紛争の解決をお手伝いします。

岐阜県

あっせんとは

労働委員会のあっせん員
(3者構成:公益委員、労働者委員、
使用者委員)が、
双方の主張を確かめ、
公正・中立な立場から
解決の糸口を見つけ出し、
歩み寄りを促す制度です。



労働委員会とは

岐阜県労働委員会は、
公益、労働者、使用者、
それぞれの立場を代表する
委員各5名の合計15名で
構成された、県の行政機関です。

公益委員	弁護士、 大学教授など
労働者委員	労働組合役員 など
使用者委員	会社経営者 など

こんなトラブルに

突然解雇を
告げられた

配転命令を出したが
拒否されている

一方的に賃金や
賞与が減額された

- ・労働組合または労働者側、
使用者側、どちらからでも
申請、申出できます。
- ・当事者が**お互いに譲り合いの
精神を持ち**、紛争を解決させよう
という姿勢が重要になります。



あっせん制度のメリット

特徴1
無 料

特徴2
秘密厳守

特徴3
早期解決

あっせんの流れ

労使間
トラブル

話し合いの行き詰まり



あっせんの申請、申出

(労働組合が関与する場合→申請、
労働者個人の場合→申出)

事務局調査

(当事者双方から
経緯や主張を
お聞きします)

不開始

相手方が
あっせんに応じ
ないとき

あっせん員による
あっせん

(あっせんは非公開です)

解決

あっせん案を
受け入れた

打切り

解決の
見込みがない

取下げ

申請者・
申出者
の都合